

様式第十二(第二十二條関係)

(表面)

<p>第 号 臨床検査技師等に関する法律第20条の5 第2項の規定による身分証明書 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">都道府県(保健所設置 市又は特別区) 印</p>	<p>写 真</p>
---	---------------------

(裏面)

<p>臨床検査技師等に関する法律(昭和33年 法律第76号)抜すい 第20条の5 都道府県知事は、この法律を施 行するため必要があると認めるときは、 登録を受けた衛生検査所の開設者に対 し、必要な報告を命じ、又はその職員に、 その衛生検査所に立ち入り、その構造設 備若しくは帳簿書類その他の物件を調査 させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員 は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 人の請求があつたときは、これを提示しな なければならない。</p> <p>3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解してはならない。</p>	<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者 は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第20条の5第1項の規定による報告を せず、若しくは虚偽の報告をし、又は 同項の規定による検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避した者</p> <p>注 保健所を設置する市又は特別区にあつ ては、臨床検査技師等に関する法律第20 条の3第1項の規定により、前記都道府県 知事の権限は市長又は区長が行うことと なっている。</p>
--	---